

令和5年度 社会福祉施設等指導・監査基本方針

令和5年4月
埼玉県福祉部福祉監査課

1 利用者の立場に立った指導・監査

施設（事業所）の適正な運営の確保と利用者へ安心・安全なサービスが提供されるよう指導・監査を行う。

実地指導・監査においては、施設内の巡視を行うとともに、利用者や職員の話を通じて直接聞き、サービス提供状況の把握を行う。

2 重大事案に関する機動的な対応

苦情通報に対して迅速かつ丁寧な対応を図る。特に、緊急に対応すべき重大な不正や権利侵害事案に対しては、原則として2日以内に特別調査を実施する。

3 指摘事項の改善徹底

指摘事項の改善状況を確認するとともに、必要に応じて、責任者の呼出しや連続した実地指導・監査などを行い、改善の徹底を図る。

4 指導・監査の重点項目

- ①水防法等に基づく非常災害対策
- ②業務継続計画策定の促進
- ③利用者の安全確保に関する取組
- ④虐待防止対策
- ⑤介護報酬等の適正な算定
- ⑥新たな介護人材確保対策と定着支援、ICT推進の取組